

給付金のお知らせ

2つの給付金の申請をお忘れなく!!

低所得者の負担を緩和します

臨時福祉給付金

子育て世帯の負担を緩和します

子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金 支給要件

■ 支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

課税されている方に生活の面倒をみてもらっている場合は対象外
(住民税においてどなたかの扶養になっている場合)

生活保護の受給者である場合は対象外

■ 支給額 1人につき6,000円 ■ 基準日 平成27年1月1日

子育て支援臨時特例給付金 支給要件

■ 支給対象者

平成27年6月分の児童手当を支給されている方が対象です。

特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に児童1人当たり5,000円を支給しているもの)を受給されている方は対象外
児童手当の認定請求が未申請などで、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童の支給を受けていない方についても支給対象となりえる場合がありますのでご相談ください。

■ 対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

■ 支給額 対象児童1人につき3,000円 ■ 基準日 平成27年5月31日

【重要】 平成27年度は、2つの給付金どちらの要件にも該当する場合は、両方受取ることができます。

申請方法

	臨時福祉給付金	子育て支援臨時特例給付金
申請先	羽幌町役場「臨時福祉給付金」「子育て支援臨時特例給付金」窓口	
申請期間	平成27年9月1日(火)~12月1日(火)	
提出書類	申請書※	
※申請書について	8月31日発送の「お知らせ」に同封されているハガキを返信してください。 調査後、対象者へ申請書を送付します。	支給対象者以外の方で、DV被害者や児童福祉施設に入所している児童は、羽幌町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。 公務員の方は基準日時点で住民票が羽幌町にある方が対象です。

☎ お問い合わせ 「臨時福祉給付金」「子育て支援臨時特例給付金」窓口 ☎ 62-1211